

1 監査の概要

1 監査種別等	工事監査（平成24年度 火打前処理場解体工事） （監査実施日：平成 25 年 2 月 12 日）
2 監査対象部局等	中央北整備部 中央北推進室 地区整備課
3 監査結果報告日	平成 25 年 4 月 5 日
4 改善通知受理日	平成 25 年 4 月 19 日

2 監査結果に伴う改善要望事項と措置状況

改善要望事項の概要	措置状況
<p>1 施工監理委託契約について</p> <p>施工監理委託契約については、単独随意契約により、当該工事の設計業務委託業者に委託している。これは、今回の工事の場合、施設の特性上、ダイオキシン類や石綿、六価クロム、PCBなど様々な汚染物質を調査し、除染・除去したうえで解体及び処分を行っていく必要があるが、当該工事の設計委託業者は、施設の現地調査や汚染物調査を実施するとともに、施工方法を立案し、施設概要だけでなく、当該施設を解体するうえでの法的手続きや施工手順についても熟知していること等の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用しているものである。しかしながら、契約率(設計金額に対する契約額の比率)が 99.3%となっていることから、今後の施工監理業務委託の業者選定においては、競争性の発揮について検討を加えられたい。</p>	<p>【所管：地区整備課】</p> <p>火打前処理場解体工事を施工するにあたっては、ダイオキシン類、石綿、六価クロム、PCB等の様々な汚染物質が存在する中で、法令遵守の下、それらを安全かつ適切に処理する必要があります。周辺環境及び作業員の安全に配慮し、適切な手順、施工方法を行っていくためには、工事内容、施工手順を熟知していることが必要不可欠です。したがって、本工事の施工監理業務については競争性より安全性を最優先事項と考え、随意契約が妥当であると判断した次第です。</p>
<p>2 周辺環境等への配慮について</p> <p>施設の解体工事は、騒音、振動、悪臭の発生や粉じんの飛散、及びアスベスト、ダイオキシン類、六価クロム等の汚染物質の除去を伴う作業であるので、周辺環境に配慮し、それらの低減や防止、そして作業員の安全には一層留意されたい。</p>	<p>【所管：地区整備課】</p> <p>周辺環境及び作業員の安全性を第一と考え、施工計画の協議を行っており、現場においても作業前ミーティング等を常々実施しています。今後ともより一層安全性、周辺環境への配慮を行い、施工していきます。</p>

善要望事項の概要	措置状況
<p>3 変更契約等の手続きについて</p> <p>工事期間については、平成 24 年度から 26 年度の 3 カ年の事業として発注した工事であるが、施工業者から提案が出され、現計画では 2 カ年工事に変更を予定している。また、設計変更が生じる内容もあるようであり、それらの承認及び変更契約等の手続きが早期に必要である。</p> <p>上記の工期変更等が決定承認された場合は、契約条件の変更対象になるので、契約時の工事工程と変更後の工事工程における対比（予定/実際）を明確にしておく必要がある。</p>	<p>【所管：地区整備課】</p> <p>変更契約については、請負業者と工事内容、金額、工期等の協議を行い、手続きを進めており、平成 25 年 6 月議会にその内容を上程する予定です。</p> <p>工事工程については、施工業者から毎月提出される工事出来高曲線によって確認しており、計画に対する実施状況を対比しながら工事を進めています。変更契約が締結された場合においても、引き続き同様に対処していきます。</p>